

現 場 説 明 補 足 事 項

第1 工 事 名 北本市健康増進センター解体工事

第2 工事場所 北本市中丸10丁目55番地

第3 現場状況

- 1 用地関係 (■市有地 □借地)
- 2 接道状況 案内図参照

第4 工 期

契約日から令和9年1月29日まで

※本工程は、北本市営繕工事における「週休2日制モデル工事【現場閉所型（完全週休2日Ⅱ型）】」の試行対象工事である。

試行の実施は、北本市営繕工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、北本市ホームページで確認のこと。

第5 現場代理人の常駐義務の緩和について

契約締結後、現場施工に着手するまでの期間、本市と常に携帯電話等により連絡体制が確保され、本市からの指示に対応できると認めた場合、常駐義務の緩和ができるものとする。

※上記の期間は、現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であり、原則、他の工事の現場代理人や監理技術者等として常駐や専任をして配置できる要件ではない。

※現場代理人の他の工事との兼務については、「現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を参照すること。

第6 適応事項 (■の項目は適用し、適切な対応をすること)

- 1 建設リサイクル法関係 (■対象工事 □対象外工事)

特定建設資材の処理にあたっては、建設リサイクル法（以下「法」という。）に基づき適正な分別解体・再資源化等の対応を行い、工事に伴う報告等についても法に規定される各種書類の提出を行うこととする。

また、法適用対象外であっても、それに準拠し、適切な処理を行うこと。

- 2 公共工事における環境配慮手順書等の遵守 (■適応 □適応外)

環境に配慮した施工方法の実施、産業廃棄物の削減を進め、公共工事による環境への負荷を継続的に低減する事を目的に環境配慮手順書を定めていることから、施工計画において、適正な配慮をすること。また、グリーン購入法に基づいた資材等の調達にも配慮すること。

第7 施工条件等について

- ・敷地内での道路拡幅工事（別工時）が実施されるので、対象部分の解体工事を令和8年11月30日までに整地も含めて完了すること。
- ・重機や廃棄物等の搬出入を行う際は、交通誘導員を配置する等の安全装置を講じること。
- ・全体工程等について、工事着手前に運営者及び監督員と協議すること。

第8 安全管理等について

- 1 安全管理に配慮した施工計画を練り、第三者の安全を確保できるよう調整を密に行い、工事を安全かつ円滑に実施すること。
- 2 道路を使用する場合には、法令等に則り施行者の責務において施工を行うものとする。
- 3 工程等を調整し施工計画書を工事着手前に提出し、承諾を受けてから着工すること。
- 4 工事に関する手続き（手数料等含む）については、施工者が遅延なく行うものとする。
- 5 仮設計画及び工程表を作成し監督員の承諾を得てから着工すること。

第9 質 疑

設計図書等に関する質疑の提出方法、締め切り及び回答日時については、公告のとおりとする。

第10 その他

- 1 本契約は設計図書での契約となることから、入札契約後、疑義の生じないように設計図書に基づいた積算を行い、疑義のある場合は、あらかじめ質疑を行い見積もること。なお、積算を行う上での参考図書として数量内訳書を配布するが、これは設計図書としない。
- 2 資材製造所や下請け業者選定等に当たっては、対応可能な範囲で市内業者の選定に努めること。
- 3 安全管理を重点的に行う必要のある現場であることから、有資格者である主任技術者及び現場代理人を適切に配置すること。
- 4 見積もりに際し現地調査を必ず行うこと。ただし、施設管理課との日程調整は建築開発課で行うので、担当に指定日時を確認したうえで現地調査をすること。

連絡先：建築開発課営繕・住宅担当 直通電話 048-594-5551